

特別養護老人ホームしんとう苑  
短期入所介護重要事項説明書

〈令和8年6月1日現在〉

1, 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0279-55-6622  
 時間 午前9時から12時まで、午後2時から午後5時まで  
 担当 生活相談員 氏名 岡田 康嗣  
 \*ご不明な点は、何でもおたずねください。

2, 特別養護老人ホーム「しんとう苑」の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホームしんとう苑
所在地	北群馬郡榛東村大字広馬場 1,797 番地 1
介護保険事業所番号	短期入所生活介護 (群馬県 1072200288 号)

(2) 同施設の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	施設長資格	1		管理全般	1
医師	医師		3	健康管理	3
生活相談員	社会福祉士・ 社会福祉主事	2		生活相談	2
管理栄養士	管理栄養士	2		栄養管理	2
機能訓練指導員	看護師	1		機能訓練	1
介護支援専門員	介護支援専門員	1		介護支援	1
事務職員		4	1	事務	5
調理員		4	3	給食調理	7
介護看護職	看護師・准看護師	3 兼 1	兼 1	健康管理	5
	介護福祉士	25	1	介護	26
	1、2級修了者	3	3	介護	6
	3級修了者		1		1
	その他	3	2	介護・補助員	5

(3) 同施設の設備の概要

定員	10名	静養室	1室
居室	個室	医務室	1室
		食堂・機能 訓練室	2室
浴室	一般浴槽と機械浴槽があります。		

#### (4) 通常の事業の実施地域

前橋市（旧粕川村、旧大胡町、旧宮城村を除く）、高崎市（旧倉淵村、旧榛名町、旧新町を除く）、渋川市（旧小野上村を除く）、吉岡町、榛東村の区域とする。

### 3. サービスの内容

#### 施設サービス計画の立案

#### 食 事

朝食 08:00～09:00

昼食 11:30～12:30

夕食 18:00～19:00

原則的に各ユニットの居間でおとりいただきます。

#### 入 浴

週に最低2回入浴していただけます。

ただし利用者の状態により、特別浴または清拭となる場合があります。

#### 介 護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等  
理美容サービス（介護保険給付対象外のため別途請求となります）

当施設ではご希望の方に毎月第2火曜日第4木曜日理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

#### レクリエーション

当施設では、各ユニットにてさまざまな行事を行います。

行事参加者には別途費用（材料費・入場料・参加費等）をご負担いただく場合があります。

### 4. 料 金

#### 1) 基本料金

・施設利用料 1割負担の場合

要介護度	一日あたりの自己負担分
要介護度1	603単位
要介護度2	672単位
要介護度3	745単位
要介護度4	815単位
要介護度5	884単位

- 2) 送迎 片道1回 184単位
- 3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ 1日につき18単位
- 4) 夜勤職員配置加算(Ⅲ) 1日につき15単位
- 5) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1月につき10単位
- 6) 認知症緊急対応加算 1日につき200単位  
(利用開始から7日を限度)
- 7) 療養食加算 1食あたり8単位(1日3回まで)  
(主治医の指示に基づき、厚生労働省が定める療養食を提供した場合)
- 8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・ロ  
1月につき所定単位数の17.6%に相当する単位
- 9) 食費 朝:¥450 昼:¥660 夕:¥500
- 10) 滞在費 1日につき¥1,260
- 11) その他  
希望者、使用者のみ
  - ① 理美容代 1回¥2,200(ベッド上:¥2,500)
  - ② 日用品費 実費(個人の嗜好にかかわるもの等)
  - ③ 教養娯楽費 行事参加費(入園料等) 実費

※地域区分…その他 1単位当たりの単価は10,17円となります。

※表記の料金表は、介護保険負担割合証が1割の方となります。介護保険負担割合証が2割・3割の方は、表記の料金の2割・3割の金額(単価)になります。(食費・居住費の実費は除く)

※収入に応じ自己負担の補足給付がありますので各市町村にご相談下さい。

#### 12) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合には、利用期間中でもサービスを即時中止し、退所していただく場合がございます。

- ・ 代理人が中途退所を希望したとき
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で必要な場合は、代理人、ご家族又は『身元保証人届』記載の連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師、歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

また料金は、退所日までの日数を基準として計算します。

### 1 3) 支払方法

毎月、10日前後に前月分の計算ができ請求書を郵送いたします。お支払いは、群馬銀行の口座振替又は20日までに施設窓口へ現金払いにてお願い致します。

## 5、本契約締結後のサービスの利用方法

### 1) サービス利用の申込

まずは、お電話等にてお申し込み下さい。居室の空き状況や送迎体制などを考慮し予約を受け付けます。居宅支援事業所へ居宅サービスの作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。介護支援専門員と協議の上、決定いたします。

### 2) サービス利用契約の終了

#### (1) 自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスをうけている、ご利用者の要介護認定区分が、要支援、非該当（自立）と認定された場合
- ・事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりしんとう苑を閉鎖した場合
- ・施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ・しんとう苑が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・本契約が解約又は解除された場合

#### (2) ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了される場合

- ・代理人は、本契約の有効期間中、契約終了を希望する場合。（希望日の7日前までに事業者へ通知する事が必要）
- ・利用料金の変更に同意出来ない場合及び利用者が入院した場合。
- ・利用者が居室から退去した場合（代理人の解約の意思を確認できた場合）
- ・施設職員が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合

- ・施設職員が守秘義務に違反した場合
  - ・施設職員が故意又は過失により代理人の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
  - ・他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、しんとう苑が適切な対応をとらない場合
- 3) 事業者から契約解除をさせていただく場合
- ・代理人が、本契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ・サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
  - ・利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は施設職員もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
  - ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合、
  - ・利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

## 6、利用者の施設利用上の注意義務等

- ・利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従った利用をお願いいたします。
- ・サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、施設職員が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を行います。その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をいたします。
- ・代理人は、利用者がしんとう苑の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、損失についての弁済義務が生じます。

- ・利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、代理人と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定します。

## 7、身元保証に関すること

- 1 利用者の身元保証に関することについては、別紙『身元保証人届』に定めたとおりとします。
- 2 別紙『身元保証人届』第4項及び第5項により債務が生じた場合は以下のとおりとします。
  - ① 身元保証人は利用者と連携して、本本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
  - ② 前項の身元保証人の負担は、極度額 80 万円とします。身元保証人が負担する債務の元本は、利用者または身元保証人が死亡したときに確定することとします。
  - ③ 身元保証人の請求があった時、事業者は、身元保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供いたします。

## 8、当施設のサービスの特徴

### 1) 基本理念

- ・総合的ケアサービスの充実
- ・利用者の家庭復帰と在宅ケアの支援
- ・地域と共に生きる開かれた施設

### 2) 運営方針

- ・もう一つの我が家と生きる喜びを創ります。
- ・入居者のご家族に安心を提供します。
- ・利用者と地域と職員の和を大切にします。

10人位の利用者グループによる介護（ユニットケア）  
地域交流センターなどの活用による地域に開かれた施設

### 3) 施設利用に当たっての留意事項

#### ・面会時間・面会場所

時間;午前10時より午後4時までとさせていただきます。

場所:基本的に居室または食堂談話室でお願いいたします。

※他の場所をご希望させる場合は職員へご相談ください。また、季節により感染症予防のため面会禁止となる場合があります。

・飲酒・喫煙

行事など特別の場合を除いて、飲酒はできません。  
喫煙は原則禁止となっております。

・設備器具の利用

浴室、機能回復訓練器具の使用等は職員の立ち会いのもとご利用下さい。

・金銭貴重品の管理

基本的には利用者ご本人で管理していただきます。管理が困難な場合はお持込を遠慮していただいております。  
また、貴重品等を持ち込む必要があり、本人管理ができない場合は、別紙「貴重品等保管管理規定」により施設でお預かりする事もできます。

・ご利用中の受診

ご家族様対応となっております。

・宗教活動

信教の自由は保障されておりますが、施設内での布教活動はご遠慮下さい。

・ペット

個人のペットの飼育は原則禁止です。希望があれば職員にご相談下さい、個々のケースで判断させていただきます。

## 9、緊急時の対応

代理人もしくは別紙『身元保証人届』に記載のある身元保証人に連絡します。

## 10、非常災害対策

- ・火災、災害時は自衛消防隊組織による対応
- ・夜間は夜勤者、宿直者による、消防機関への連絡対応
- ・防火設備

スプリンクラー、自動火災警報装置、消火器、消火栓、防火戸

- ・防災訓練 年2回 2, 8月
- ・防火管理責任者 事務長

1 1、相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か  
下記窓口までお申し出下さい。

サービス相談窓口、苦情処理窓口 電話番号 0279-55-6622 事務長 介護支援専門員 受付時間 月曜日から金曜日の午前10時から12時まで 午後 2時から 4時まで
--

その他の介護保険サービスに関する相談窓口

群馬県国民健康保 険団体連合会	〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8	027-290-1323
群馬県庁 介護高齢課・介護 保険係	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027-226-2562
榛東村役場 子育て・長寿支援 課 高齢福祉係	〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井 790 番地 1	0279-54-2211

※上記以外の介護保険者である各市町村の相談・苦情相談窓口等でも受け付けています。

1 2、当法人の概要

名 称 社会福祉法人 榛永会  
所 在 地 北群馬郡榛東村大字広馬場 1 7 9 7 番地 1  
代 表 者 理事長 高 橋 正  
設 立 平成 1 4 年 7 月 1 5 日  
定款に定めた事業

- 1、第1種社会福祉事業
  - 特別養護老人ホームしんとう苑
  - 軽費老人ホームケアハウスぶどう苑
- 2、第2種社会福祉事業
  - 老人短期入所事業
  - 老人デイサービス事業
- 3、公益事業
  - 居宅介護支援事業

施設等 特別養護老人ホーム 1ヶ所

